

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）に対する意見

1. 概要

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間 : 平成 25 年 10 月 22 日（火）から 11 月 15 日（金）まで
- (2) 告知方法 : e-Gov、環境省ホームページ、記者発表、環境省 Twitter
- (3) 意見提出方法 : 郵送、FAX 又は電子メールのいずれかの方法

2. 提出された意見の件数

- 個人 5 件
- 団体 1 件

3. 意見の概要及び意見に対する事務局としての考え方

別添のとおり。

※提出された意見について、一部集約等の整理を行った。

「第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について(案)」パブリックコメント提出意見一覧
(パブリックコメント実施期間：平成25年10月22日(火)～11月15日(金))

	該当部分(頁)	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
1	現状、 取組状況 (5頁～6頁)	「NPO等に評価・選択されるための国による普及促進等の取組」について、環境基本計画のどの取組の点検として位置付けているのかなど、進捗状況と課題を評価するために必要な情報を記載すべき。	御指摘の部分は、第四次環境基本計画における第1節 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進、【供給側の行動を促す施策の展開】の 事業者の環境マネジメントの促進及び取組状況についての情報開示 A. 事業者の環境に取り組む能力の向上、B. 環境配慮の取組状況についての情報開示等の取組の点検と位置づけることができ、6頁の【中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業、グリーン経済における情報開示基盤の整備事業】の取組状況において、「環境配慮を実施している事業が適切に評価されることを促す」と記載しており、御意見については、本部分に含まれると考えております。
2	現状、 取組状況 (5頁、8頁)	環境報告書プラザへの掲載企業数について、伸び悩み状況であるように見えるので、原因の調査・分析及び評価結果と認識された課題を記載すべき。	御意見を踏まえ、環境報告書プラザの取組状況について記載している8頁【環境報告書の効果的な情報開示に関する調査事業】の文末に、以下の記述を追加することとしました。 「企業による環境報告書の掲載が着実に推進していることに伴い閲覧数も一定数を確保しており、企業の取組を公開する場を提供する施策として、一定の役割を果たしている。一方で海外の企業や投資家へに向けた情報発信が不十分であり、英語版のサイトも整備されていないため、平成25年度は英語版のサイト拡充を図るべくコンテンツの見直し等を行う。」(第71回総政部会資料1-2 5頁より)
3	取組状況 (6頁)	【中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業、グリーン経済における情報開示基盤の整備事業】のエコアクション21について、記載内容がルールと認証取得件数のみであるため、普及促進を図るためになされた取組について記載すべき。	御意見を踏まえ、6頁【中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業、グリーン経済における情報開示基盤の整備事業】のエコアクション21の取組の「平成24年度末」の前に取組として以下の記述を追加することとしました。 「地方自治体や金融機関との共同セミナー開催等を通じて、取得方法等について周知を図っており。」(第71回総政部会資料1-2 6頁より)
4	取組状況 (6頁)	【中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業、グリーン経済における情報開示基盤の整備事業】の環境コミュニケーション大賞について、平成24年度の応募数のみが記載されているが、応募数はここ数年減少し続けていることを明示し、課題として認識すべき。	御意見を踏まえ、過去5年の応募者数を6頁【中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業、グリーン経済における情報開示基盤の整備事業】の環境コミュニケーション大賞の文末括弧内に以下の記述を追加することとしました。 「なお、平成23年319件、平成22年386件、平成21年419件、平成20年446件の応募があった。」
5	現状 (7頁)	機関投資家等の資産運用全体の状況に関する情報開示、SRI残高の減少傾向に関する原因分析や課題等の記載がなく、SRI残高の経年推移等が記載されているのみであるため、環境投資の現状把握が困難である。機関投資家等の資産運用全体の状況とともに、SRI残高等環境投資の経年推移を示した上で、環境投資の増減についての現状分析・評価、認識された課題を記載すべき。	御意見を踏まえ、7頁に公募投信信託全体の純資産残高、ファンド数のグラフを追加することで公募SRI残高、ファンド数と比較できるよう修正しました。 また、詳細な現状分析・評価等については、御意見も踏まえ、今後の環境投資拡大の施策と併せて検討していきたいと考えております。
6	取組状況 (8頁)	【金融のグリーン化推進事業/地域低炭素投資促進ファンド創設事業】について、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の署名機関が186機関に達した旨のみ記載されているが、今後はこれらの機関による環境投資拡大に関わる成果分析結果を記載すべき。	御意見については、同金融原則の署名機関が実施する取組成果を事例集として収集・共有をしており、個別の事例については研究が進んでいると考えております。また事例集については、8頁【金融のグリーン化推進事業/地域低炭素投資促進ファンド創設事業】の「また、平成25年度より」前に以下の記述を追加することとしました。 「署名機関の取組については、取組事例集として、成果の収集・共有を実施している。」

	該当部分(頁)	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
7	取組状況 (8頁)	<p>【環境報告書の効果的な情報開示に関する調査事業】について、環境報告書プラザにおける実績(掲載社数、閲覧延べ頁数)が記載されているが、機関投資家等における投資意思決定への有用性について記載がないため、環境報告書が機関投資家等への投資意思の決定にどの程度役立っているか不明である。</p> <p>機関投資家等が投資意思決定にどのような情報を利用しているか、環境報告書記載の情報が投資意思決定に役立っているか、どのような情報をどのように情報開示することが環境投資促進に役立つかの現状把握と分析・検討結果、必要な施策の進捗について記載すべき。</p>	<p>環境報告書プラザは、企業の取組を公開する場を提供する施策として、閲覧数も一定数を確保しており、一定の役割を果たしていると考えておりますが、今後いただいた御意見も踏まえ、同事業の進捗と併せて不足しているデータの把握・収集に努めるとともに、これを踏まえた課題整理等を実施していきたいと考えております。</p>
8	今後の課題 (19頁)	<p>企業の環境配慮の取組を規制や税制等の他の施策と組み合わせることで、一層の効果が発揮できるという観点から、b)の現状及び取組状況を踏まえた今後の課題を記載すべき。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨は、19頁今後の課題の5つ目に「国は、企業の環境配慮の在り方がリスク要因等として投資パフォーマンスに影響するとの考え方を社会に普及させるように努め、機関投資家の積極的なSRI投資や環境投資を促進すべきである」と記載しており、この中に含まれると考えております。</p>
9	取組状況、 今後の課題 (19頁)	<p>意見No.6～8を踏まえ、c)に関する課題を整理し、明示すべき。</p>	<p>No.6～8に関する課題については、いただいた御意見を踏まえ、今後、不足しているデータの収集に努めるとともに、今後さらなる精緻な分析・課題の指摘に努めてまいりたいと考えております。</p>
10	現状、 取組状況、 今後の課題 (28頁～33頁)	<p>日本は、COP19において、温室効果ガス排出量の2005年度比3.5%減(原文ママ)を主張しているが、これでは「主導的な役割」とは言えないので、再生エネルギーを増やし、より高い温室効果ガス排出量の削減目標を設定すべき。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨につきましては、33頁今後の課題の2つめとして、「我が国がリーダーシップを発揮できるように国内外の体制を整えるべきである」と記載があり、この中に含まれているものと考えております。</p> <p>なお、温室効果ガス排出削減目標も含めた地球温暖化に関する取組については、いただいた御意見も含め平成26年実施される点検の際の参考とさせていただきます。</p>
11	今後の課題 (33頁)	<p>政府の温暖化ガス削減案(2020年度までの排出量、2005年比3.8%減)を考えると、P33今後の課題の2つ目の「国際交渉において、我が国がリーダーシップを発揮すべき」旨の記載内容の実行は、不可能だと考えている。2005年比3.8%という政府方針を基に、今後の課題を具体的に検証すべき。</p>	<p>御指摘の箇所については、途上国への技術協力の国際協力等も含めた幅広い国際的な取組を総合的に推進することにより、我が国がリーダーシップを発揮すべきという趣旨を記載していますが、趣旨を明確にするため、33頁今後の課題2つ目「我が国が」の前に以下の記載を追加することとしました。</p> <p>「攻めの地球温暖化外交戦略「Actions for Cool Earth: ACE(エース)」(平成25年11月 外務省、経済産業省、環境省)に基づき、革新的な技術の開発、日本の誇る低炭素技術の展開、途上国の支援等を着実に実行するなどして、」</p>
12	現状、 取組状況 (34頁～52頁)	<p>地域づくり、人づくり、基盤整備は、国主導というよりも、本来は区・町・市の行政が主導して、各地域に適した手法で行われるべきであり、都道府県より下部となる市町村行政に権限を与え、市町村 都道府県 国というように、成果報告書を提出させる仕組みを作るべき。</p>	<p>本報告書は、第四次環境基本計画に基づく施策等の進捗状況の点検及びこれを踏まえた今後の施策の在り方について基本的な考え方を示したものであり、個別具体的な施策や評価については、今後、本点検結果も踏まえて政府部内で今後検討されるものと考えております。</p> <p>また、地方での取組の把握については、53頁の今後の課題の2つ目に「持続可能な地域づくり・人づくりに関する地域での取組については、国全体として取組の実態の把握が十分にできていないことから、関係省庁の行う様々な観点からの地域づくり・人づくりの取組相互の連携を行い、地域での取組の状況を把握することに努める」と指摘をさせていただいたところです。</p> <p>したがって、御意見の趣旨は含まれていると判断し、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、多方面からの効果検証等のデータの整備については、今後の更なるデータ収集、整備の際の参考とさせていただきます。</p>
13	現状、 取組状況 (35頁,37頁～38頁)	<p>ユネスコスクールの加盟校数や気候講演会の開催など、人づくりや基盤整備の推進についての評価を量的評価に置き換えて検討しがちであるが成果の検証がなされておらず、本来の目的からずれた評価方法に満足してしまふ恐れがある。</p>	<p>本報告書は、第四次環境基本計画に基づく施策等の進捗状況の点検及びこれを踏まえた今後の施策の在り方について基本的な考え方を示したものであり、個別具体的な施策や評価については、今後、本点検結果も踏まえて政府部内で今後検討されるものと考えております。</p> <p>また、地方での取組の把握については、53頁の今後の課題の2つ目に「持続可能な地域づくり・人づくりに関する地域での取組については、国全体として取組の実態の把握が十分にできていないことから、関係省庁の行う様々な観点からの地域づくり・人づくりの取組相互の連携を行い、地域での取組の状況を把握することに努める」と指摘をさせていただいたところです。</p> <p>したがって、御意見の趣旨は含まれていると判断し、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、多方面からの効果検証等のデータの整備については、今後の更なるデータ収集、整備の際の参考とさせていただきます。</p>
14	現状、 取組状況 (35頁～43頁)	<p>環境教育は小学校から行うものあるいは、環境教育はボランティアが行うものと捉える人が多く、幼児の環境教育の重要性が認識されていない。環境教育のデータの出典は、ほとんどが文部科学省管轄の教育機関である。他省庁からのデータも扱い、環境教育はその年代においても経験すべきことであることをもっと啓発していくべき。</p>	<p>本報告書は、第四次環境基本計画に基づく施策等の進捗状況の点検及びこれを踏まえた今後の施策の在り方について基本的な考え方を示したものであり、個別具体的な施策や評価については、今後、本点検結果も踏まえて政府部内で今後検討されるものと考えております。</p> <p>また、地方での取組の把握については、53頁の今後の課題の2つ目に「持続可能な地域づくり・人づくりに関する地域での取組については、国全体として取組の実態の把握が十分にできていないことから、関係省庁の行う様々な観点からの地域づくり・人づくりの取組相互の連携を行い、地域での取組の状況を把握することに努める」と指摘をさせていただいたところです。</p> <p>したがって、御意見の趣旨は含まれていると判断し、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、多方面からの効果検証等のデータの整備については、今後の更なるデータ収集、整備の際の参考とさせていただきます。</p>

	該当部分(頁)	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
15	現状、 取組状況、 今後の課題 (44頁～53頁)	<p>具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光熱費、エネルギー、CO2削減のため、企業等の屋上の緑化支援 ・ エネルギー削減のため、24時間営業店舗の原則禁止 ・ 明るすぎる街を解消するため、灯火規制 	<p>本報告書は、第四次環境基本計画に基づく施策等の進捗状況の点検及びこれを踏まえた今後の施策の在り方について基本的な考え方を示したものであり、個別具体的な施策については、今後、本点検結果も踏まえて政府部内で今後検討されるものと考えております。いただいた御意見については、今後、個別具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
16	主な取組状況等、 今後の課題 (100頁～101頁,105頁)	<p>具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車や燃料電池車をバスやタクシーなどの公共の交通機関に普及 ・ 自動車取得税の廃止に伴う環境性能に応じた税金の導入(軽自動車を含む) 	<p>本報告書は、第四次環境基本計画に基づく施策等の進捗状況の点検及びこれを踏まえた今後の施策の在り方について基本的な考え方を示したものであり、個別具体的な施策については、今後、本点検結果も踏まえて政府部内で今後検討されるものと考えております。いただいた御意見については、今後、個別具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、税制等を含めた経済的インセンティブの付与については、いただいた御意見も含め平成26年以降実施される点検の際に参考とさせていただきます。</p>
17	主な取組状況等、 今後の課題 (102頁～105頁)	<p>公共交通機関の利用促進に関する具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路無料・割引制度の廃止 ・ ヒートアイランド対策や交通渋滞緩和のため、都心に流入する車への環境税の課税 など <p>エコドライブの普及促進に関する具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停車中に一定の時間エンジンをかけていると、強制的にエンジンが停止し、かつ解除できないシステムを開発し、装着を原則義務化 ・ 長距離ドライバー等のため、大型駐車場等に簡易休憩施設の設置を義務化 など <p>自転車の安全な利用促進の整備に関する具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車走行ルールの徹底 ・ 自転車専用道路(レーン)設置の促進 など <p>環境的に持続可能な都市・交通システムへの転換に関する具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者が安心して歩ける歩道の整備による車がなくても安心して生活できる社会 	<p>原子力も含めた今後のエネルギー政策については、「総合資源エネルギー調査会」(経済産業省)等において広く国民の意見を聴きながら検討が進められています。</p>
18	その他	<p>具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱成長路線にかじを切り替え、原発は止めるべき。 	<p>原子力も含めた今後のエネルギー政策については、「総合資源エネルギー調査会」(経済産業省)等において広く国民の意見を聴きながら検討が進められています。</p>
19	その他	<p>環境基本計画全体にわたり、福島第一原発事故により環境中に放出され続けている放射性物質による影響の過小評価を感じる。</p> <p>資源再生利用の名の下、放射性物質の循環、拡散、濃縮につながるプロジェクトを推進すべきでない。</p> <p>放射性物質による環境汚染監視を強化すべき。</p> <p>エコセメントによる東京湾の汚染や放射性降下物による霞ヶ浦等の汚染が十分に監視されていない。汚染焼却灰の民間施設でのセメント再利用による東日本以外の地域への汚染拡散をただちにやめるべき。</p> <p>除染をうたって放射性物質による汚染物を焼却処理したり、バイオマス発電に利用したりすることは、初期被ばくを受けた被災者の二次被ばくや、爆発事故の危険がある。環境省は、監督官庁として、東京電力への責任追及と監視を行うべき。</p>	<p>東日本大震災により生じた災害廃棄物の再利用については、同廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインである「災害廃棄物の広域処理の推進について」(平成23年8月11日 災害廃棄物安全評価検討会)では、再生利用における安全性の考え方としてクリアランスレベルが設定されており、安全性が担保された災害廃棄物について処理が実施されていると考えております。また、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」等においては、基準値以下の災害廃棄物の再生利用の推進が定められています。</p> <p>放射線モニタリングについては、「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定)等を踏まえ、関係行政機関の連携の下で、子供の健康や国民の安全・安心に応える「きめ細かなモニタリング」と、一体的で分かりやすい情報提供のため、「抜け落ち」がないように放射線モニタリングを実施することとしています。</p> <p>いただいた御意見に関する事項については、今後も、関係行政機関において、国民の皆様方の安全・安心の確保を大前提として、取組が進められるべきであると考えます。</p> <p>なお、「放射性物質による環境汚染からの回復等」については、平成26年以降に点検対象としており、本事項に関して懸念があるという御意見の趣旨も踏まえつつ、議論してまいりたいと思っております。</p>
20	その他	<p>具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱原発の先進国にならって、原発を輸出しない。 	<p>原子力も含めた今後のエネルギー政策については、「総合資源エネルギー調査会」(経済産業省)等において広く国民の意見を聴きながら検討が進められています。</p>

	該当部分(頁)	意見の概要	意見に対する事務局としての考え方
21	その他	<p>具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェルノブイリ並の線量基準に改め、復旧・復興を諦める地域を指定すべき。 ・ 人間の力で食い止めようという防波堤計画より、人間が自然に敬意を払って住まない地域を作るべき。 	<p>いただいた御意見については、原子力災害対策本部において、東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の生命・身体の危険を回避するため「避難指示区域」等を設定し、随時見直しを行っております。</p> <p>また、防波堤・防潮堤については、自然のみならず、防災、経済活動、住民の生活、自治体の財政状況等の様々な観点から、関係者の議論の下で判断されるべきものであると考えます。</p>
22	その他	<p>具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「持続可能な社会を実現するため」には核のゴミをこれ以上増やさない。 ・ 原発を止めるべき。 ・ 自然エネルギーのための地域づくり・人づくり・基盤整備を各省庁挙げて推進すべき。 	<p>原子力も含めた今後のエネルギー政策については、「総合資源エネルギー調査会」(経済産業省)等において広く国民の意見を聴きながら検討が進められています。</p> <p>また、再生可能エネルギーの活用促進については、本点検報告書(45頁以降)に、第四次環境基本計画に従って各府省が推進している種々の施策を記載しているとともに、今後の課題として、地域で持続可能な社会づくりを進めるための取組を進めるべき旨指摘しており、御意見の趣旨に沿った内容であると判断しまして、本点検報告書については原案どおりとさせていただきます。</p>
23	その他	<p>具体的施策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「汚染水」が海に流れ出さないような対策を世界中から叢智を結集して、全力で取り組むべき。 ・ 放射性物質を含む有害物質の拡散となるゴミの焼却を出来るだけなくすべき。 ・ 焼却と大気汚染の研究を先進国並に推進すべき。 ・ リユース、リサイクル、「もったいない」精神をはぐくむ教育をすべき。 	<p>御意見の趣旨にある「汚染水」対策については、政府の原子力災害対策本部で決定された「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(平成25年9月3日本部決定)において「内外の技術や知見等を結集し政府が総力を挙げて対策を実施するため体制を整備」などが掲げられており、本方針に基づき関係閣僚等会議の設置など関係行政機関が一体となった取組がなされているところです。</p> <p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理や放射性物質による環境の汚染への対処については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」等で、汚染廃棄物について基準値等を設定し適切な処理を推進することや放射性物質の汚染について調査研究・技術開発等の推進に努めることとされています。</p> <p>また、3Rも含めた環境教育については、「地域づくり・人づくり」分野の取組状況(35頁以降)として「環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組」を取り上げているほか、53頁今後の課題3つ目においても、「環境教育に関する様々な取組を加速」すべきと指摘しており、御意見の趣旨は既に含まれていることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
24	その他	<p>環境基本法が改正されたことに伴い、放射性物質の環境汚染管理について以下の事項を環境基本計画に盛り込むべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 PPPの原則の確認 2 事業者による環境マネジメントシステムの確立(ISO14001の原子力版) 3 環境放射能のリスク評価、リスクコミュニケーションシステムの構築 4 原子力発電所建設・稼働・再稼働に伴う環境影響評価の実施 など 	<p>本点検報告書は、第四次環境基本計画の点検報告書であるため、原案どおりとさせていただきますが、御意見については今後の基本計画の見直しの検討の際の参考とさせていただきます。</p>